

## 【掛金率の改定】

## 掛金率の改定について

平成27年9月まで、短期給付事業及び福祉事業の掛金率は現行どおりに予定されています。 (千分率)

	現行 (平成27年9月まで)		平成27年10月以降	
	区分	掛金率	区分	掛金率
短期掛金	給料	50.75 <sup>*</sup> (40.60×1.25)	標準報酬月額	43.10
	期末手当等	40.60	標準期末手当等	
福祉掛金	給料	1.65 <sup>*</sup> (1.32×1.25)	標準報酬月額	1.41
	期末手当等	1.32	標準期末手当等	

平成27年4月から介護保険の掛金率の変更が予定されています。 (千分率)

	現行 (平成27年3月まで)		平成27年4月から 平成27年9月まで	平成27年10月以降	
	区分	掛金率		区分	掛金率
介護掛金	給料	6.08 <sup>*</sup> (4.86×1.25)	6.12 <sup>*</sup> (4.89×1.25)	標準報酬月額	5.21
	期末手当等	4.86	4.89	標準期末手当等	

※一般組合員の掛金率を掲載しています。

※現行の給料に対する掛金率には、手当率制による25%分が含まれています。なお、平成27年10月から掛金の算出方法は標準報酬制へ移行します。

問合せ先

福利厚生課経理係

03-5320-6822